

2015年9月
第7号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : info@msk-f.net

目次:

第6回口頭弁論及び
報告集会 1

私に出来る事
=傍聴に行く
横垣晴美 2

教育の差別は
絶対許さない!
内岡真雄 2

全国の裁判状況
-愛知、広島、大阪- 3

会費(カンパ)
グッズ購入のお願い 3

2015年7月16日 第6回口頭弁論及び報告集会

■ 第6回口頭弁論

第6回口頭弁論が、2015年7月16日、福岡地裁小倉支部で開かれました。傍聴抽選に142名が参加し、傍聴席44名分はいっぱいになりました。

原告意見陳述

裁判ではまず、原告のひとりの生徒が意見陳述を行いました。生徒は小学生の時に無償化のことを聞いたが、朝鮮学校も対象になるということで母親がすごく喜んでいてことを覚えている。しかし、除外されてしまったと話を始めた。除外されたことにより経済的な負担が強まり、子供3人を朝鮮学校に送るため、母親は朝早くから夜11時まで働かなければならないこと、自分もアルバイトをせざるをえず、幼い弟と妹が留守番をしなければならない、さびしい思いをしていること、大学進学を希望しているが働く両親を楽にさせなければならないのではないかと考えて悩んでいることなどを吐露しました。最後に、弟が高1になる時には必ず適用になって欲しい、政治的なことではなく、朝鮮学校で私たちがどのように学んでいるのかを見て判断して欲しいと訴えました。

準備書面説明

引き続き弁護団の安元隆治弁護士が第5、6、7準備書面の要旨を説明しました。

安元弁護士は、国が排除の理由の一つとして「規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと」を掲げていることに関して、「規程13条に適合すると認めるに至らなかったことという判断が無償化法により与えられた文科大臣の裁量を逸脱しており、朝鮮高校の生徒の学習権に関し不当な差別をもたらしていると論じました。その理由として、文科大臣の裁量と言っても、あくまで無償化法により与えられた権限であり、当然、無償化法の趣旨に則って行使される必要があり、完全なフリーハンドでの判断が許されるものではないとしながら、次の3点を挙げて、裁量を逸脱して不指定処分は国賠法上違法であるとししました。

一つ目は、裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと。二つ目は、事実誤認に基づく判断は許されないこと。三つ目は、政治・外交的配慮を持ち込むことは許されないこと。



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

そして、「不当な支配」などの国の持ち出した論理や、朝鮮学校だけに「支援金が確実に充当されるか」と不当な「懸念」をかけていることなどを指摘しました。

■ 報告集会

裁判終了後には約100名の参加のもと報告集会が行われました。

弁護団から今回提出した準備書面の説明があり、質疑応答が行われました。

次回(第7回口頭弁論)は、11月12日(木)午前11時より、福岡地裁小倉支部で行われる予定です。



(裁判所)で再会するなんて、彼女は3月に卒業し、東京の音楽大学に進学したと聞きました。「ありがとうございます。これからも宜しくお願いします。」短い会話を交わしました。

弁護士の言葉で「裁判官も人間です。たくさんの支援者が傍聴しているとより真剣に、原告側の主張に耳を傾けようという気持ちになる可能性があります。また、意見陳述する原告たちを勇気づけることとなります。」と聞いて、私に出来る事＝傍聴に行く事を、できる限り都合をつけて今後も続けたいと思います。

私に出来る事＝傍聴に行く

女性会議小倉支部 横垣晴美

—女性会議広報誌「女のしんぶん」からの転載—

2013年12月19日、九州朝鮮中高級学校生徒・卒業生67名が国に対し「九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求」の訴訟を提訴しました。訴訟代理人は服部弘昭弁護士をはじめとする60名の弁護団です。当日は13時から、訴状を提出する福岡地裁小倉支部周辺でデモ行進を行い、13時40分訴状が提出されました。弁護士会館で報告集会及び記者会見が行われ、「この裁判は在日朝鮮・韓国人の権利を獲得する裁判であり、国の教育行政を糺す裁判です。」と説明がありました。現在までに5回の口頭弁論が行われ、原告高校生の意見陳述があつています。彼らは「自分たちは日本の高校生と同じように勉強し、将来は、朝鮮と日本の架け橋になれるよう、日本の学校と同じように扱って欲しい」と訴えています。毎回、傍聴席は支援の人で埋め尽くされ、関心の高さがわかります。傍聴席の抽選に漏れた人は弁護士会館で学習会等をしなが待ち、裁判の報告を受けています。

小倉在住の私にとって、この裁判が地元裁判所で行われている

こと、朝鮮との関係からその国の人の為になればと思ひ参加(傍聴)しています。朝鮮との関係とは、私は朝鮮平安北道寧辺郡の生まれです。父は朝鮮の師範学校を出て教員になり、昭和21年11月、私が6ヶ月の時、母姉兄と共に引き揚げてきました。朝鮮での生活は裕福でしたが、女の子は女の子とわからないように短髪だったそうです。引き揚げてくる時はとても過酷なもので、食べ物がなく栄養失調で亡くなる人、病死する人も多くいたようです。声を出すと口を塞がれたり、怖い思いもしたと兄は言います。父は長男だったので帰る家もあり、当時、親子5人揃って帰れたことは奇跡に近いことだったそうです。私たちの幼少期、11月4日は我が家だけの祝日、平和を祈る、平和を願う日でもありました。もう一つは運命的な出会いです。第1回口頭弁論の報告集会終了間際、原告席の一人の女子高生が目にとまりました。保育所勤務をしていた時、短期で退園した当時2～3才のAさんでした。Aさんが朝鮮幼稚園に通っていることはわかっていました。こんな場所

教育の差別は絶対許さない!

「60万回のトライ」

北九州上映実行委員会
内岡貞雄

私自身、この映画は昨年6月に福岡市の映画館で見ており、同年10月に宇部市上映実行委員会のメンバーとして関わった。

大阪朝鮮高級学校ラグビー部の練習や試合を通して「仲間を思いやる」シーン、生徒たちと教師のほのぼのとした信頼関係にふれ、「心に残るいい映画だ」という思いを強く持った。また同時に、朝鮮高級学校だけが高校無償化から除外されているという「教育の差別」は、絶対許せないと考えた。

私の住む北九州市には九州朝鮮中高級学校があり、この映画は「市民に朝鮮高校への関心



2015年9月

を持ってもらう絶好の機会だ」と仲間たちと話し合った。そういえば、5年前、金明俊(キム・ミョンジン)監督の「ウリハッキョ」を上映し、多くの市民が駆けつけてくれたことを思い出し、早速、北九州上映実行委員会を立ち上げた。今年1月のことである。

今回は、市民団体をはじめ、学校・司法・教会関係者、部落解放同盟や教職員組合、さらに在日コリアンの皆さん等々、幅広く声をかけて実行委員会を構成した。特に、無償化裁判の弁護団長の服部弘昭さんが実行委員長になってくれたこと、北九州市や市教育委員会の後援をもらったことは良かった。

2015年7月12日当日、開場前から多くの来場者が詰めかけ、およそ450人が席を埋めた。教員時代の知人もたくさんいた。前日

(7/11)のユメニティ直方上映会は100人近くが来場し、「若い力」が会場にあふれたという。(写真)



たくさんの感想文から一文をご紹介します。「私は日本人ですが、今日は、今年3月に高校を卒業した息子を連れて来ました。以前に周南市の在日の方から『60万回のトライの映画はすごい』とお聞きしていました。息子には、在日の方のことや朝鮮高校のことを正しく知り、過去の歴史に向き合わないでヘイトスピーチをする間違った日本人になってほしくなかったの、一緒に来ました。本当に思いやりにあふれたいい映画でした」。

が明らかでないので、これを明らかにしてほしい、③産経新聞の報道や公安調査庁の報告書、「救う会」の要望書など、被告自身も真実性まで証明するものでないとする証拠(=真実性が不明な証拠)を無償化除外の根拠とした理由を説明してほしい、というもの。

被告はこれに対して、①全国の朝鮮学校は極めて同質性が高く、他の学校に関することでも愛知朝高に無関係とは言えない、②朝鮮学校の場合、朝鮮学校を利用して朝鮮総聯の資金集めをしているとの指摘(産経新聞の報道など)があり総合的に見て不当な支配が及んでいる可能性が拭い去れない、③提出した報道などは一概に真実性がないとは言えない、と回答した。

また表明玉弁護士は、被告が「不当な支配があることを基礎づける」とする新たな証拠として、東京都が都内の朝鮮学校への補助金を打ち切る際に根拠とした独自の調査報告書や



全国の裁判状況

■ 愛知

一國は非論理的な反論のみ一

無償化裁判の第13回口頭弁論が6月22日に開かれた。名古屋地裁前には90の傍聴席を求めて、支援者、学校関係者、愛知朝高生ら155人が駆けつけた。

この日、法廷では国側から反論の準備書面が提出された。準備書面では、原告側が釈明を求めていた3つの事項についての

回答のほか、新たな証拠による主張がなされた。

裁判後の報告集会で、それらの概要について表明玉弁護士が説明した。原告側が挙げた事項は、①被告は、朝鮮高校を無償化から除外した理由として、産経新聞の朝鮮学校に関する報道記事を提出しているが、その記事と愛知朝高との関連性について説明してほしい、②被告のいう「不当な支配」の意味や範囲

会費(カンパ)及びグッズ購入のお願い

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。

(振込先は4面に記載)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な

支援の為には、これらも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■裁判支援グッズ販売中！！

裁判支援グッズを販売中です。第1弾として、スマホクリーナーを準備しました。絵柄は、ロゴ(2種類)と朝鮮学校生徒の絵画で

す。(3種類で1セット)

収益は、裁判費用に充てられます。料金は1セット600円、2セット以上購入で500円です。

詳細に関しては電話かメールにてご確認ください。

電話 093-691-4431

メール info@msk-f.net



すべての子どもには学びへの権利があります！



資料を提出したことをのべながら「他地方の学校の資料を、愛知朝高の無償化制度除外の根拠として持ち出してくるというような、非論理的な反論でも勝てると考えているのではないか。このようなことは法的に精緻な議論とは言えない。」と強調した。

■ 広島

一被告の反論は差別と抗議一

広島無償化裁判第8回口頭弁論が8月5日、広島地方裁判所で開かれた。傍聴席は原告と同胞、日本人支援者で埋まった。

今回、被告(国)側は第6準備書面を提出し、原告側の4月30日付準備書面7、8に対して大きく6つのポイントを挙げて反論「規程13条は無償化法2条1項5号の委任を受けた省令1条1項2号ハの委任内にあり、無効ではない」「広島朝鮮初中高級学校が規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文科大臣の判断は不合理とはいえない」などと主張した。

これについて原告側弁護団は、前回の準備書面で質問した他校との審査基準の違いに対する答弁が出されていないので求釈明を要求した。また、被告側の準備書面には他の外国人学校と比べて朝鮮学校のみを差別する姿勢がありありと表れていると口頭で抗議した。

口頭弁論終了後、広島弁護士会館で報告会が行われた。

■ 大阪

7月15日、大阪地方裁判所で大阪無償化裁判の第12回口頭弁論が行われた。

法廷では、弁護団の三好吉安弁護士が意見陳述を行った。原告の朝鮮学園側は新たに、3名の大学教授の鑑定意見書を提出しており、意見陳述ではその3つの鑑定意見書の内容が語られた。

ある鑑定意見書では、下村文科相の「朝鮮学校が第1条校化すれば済む話」という発言に対し、「朝鮮学校の実施する民族教育を骨抜きにし、これを日本の国家権力の管理、統制下に置こうとする、旧態依然とした同化主義的発想にほかならないのである」と指摘した。

他の鑑定意見書は、大阪府内にある朝鮮学校全10校の保護者を対象としたアンケートなどを踏まえ、保護者の世帯状況、就労状況、朝鮮学校や教育に対する意識などを調査し、高校無償化

制度や補助金の不支給といった事態におかれた子ども、保護者の状況について分析した結果をまとめたものである。

鑑定意見書では、保護者が、無償化制度から除外されてもなお朝鮮学校を選択しているのは、朝鮮学校における民族教育、自分の歴史や文化、言語の継承に重きをおいているからだと言及した。次に、保護者たちは、無償化制度からの除外により、他の学校にはない経済的負担を強いられていること、他の学校の保護者と同じように税金を支払っているのになぜ差別されるのかと疑問を呈していることが語られ、アンケートの自由回答欄でも、差別であるとの意見が圧倒的多数を占め、政治と教育は別であるとの意見、無償化制度からの除外は、在日朝鮮人や朝鮮学校を差別してもよいとの意識を、公的に、一般市民に植え付けるものだという意見があったことが指摘された。

裁判の最後、弁護団団長の丹羽雅雄弁護士が裁判官に対して、朝鮮学校を訪問し子どもたちや教員、保護者の姿、学校の様子をぜひ直接見てほしいと検証申請した。

裁判終了後には報告集会がもたれ、傍聴に訪れた大阪福島朝鮮初級学校の児童から弁護団に感謝の気持ちを込めた千羽鶴が贈られた。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広



イオ編集部から「高校無償化裁判 249人の朝鮮高校生～たかひの記録」(樹花舎、800円+税)が出版されました。ご注文は事務局まで。